

■ 幼児教育・保育無償化

1. 幼児教育・保育無償化の対象者

3歳から小学校に就学するまでの幼稚園・認定こども園・保育所の児童は、世帯の所得に関係なく保育料が無償化の対象です。また「保育を必要とする事由がある」世帯は、幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料と、認可外保育施設の利用料も無償化対象になります。0歳から2歳児クラスまでの児童は「非課税世帯」または「生活保護世帯」で、「保育を必要とする事由がある」世帯は無償化対象となります。

2. 無償化の給付方法

保護者が支払う必要のない「代理受領」と、一旦保護者が支払い後から返ってくる「償還払い」のどちらかになります。

■ 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料…代理受領*1

■ 幼稚園の預かり保育料・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料・認可外施設等の利用料……償還払い*2

*1：「代理受領」とは、市から園に直接支払う仕組み（法定代理受領）です。

*2：「償還払い」とは、預かり保育料を一旦保護者から園に支払っていただき、年4回、保護者からの請求に基づいて後から支給する仕組みです。

3. 無償化に伴う施設等利用給付認定

施設等利用給付認定（無償化により令和元年（2019年）10月から新設された認定）	
新1号認定	「保育を必要とする事由がない」世帯で、従来制度の幼稚園を利用する子ども
新2号認定	「保育を必要とする事由がある」世帯で、3歳児クラス *1～就学前までの子ども
新3号認定	（非課税世帯 *2 または生活保護世帯のみ） 「保育を必要とする事由がある」世帯で、0歳～2歳児クラスまたは満3児クラス *3

*1：3歳児クラスとは、3歳の誕生日以後初めての4月1日から翌年の3月31日まで。

*2：4月～8月は前年度、9月～3月は当該年度分の市民税で判定します。

保護者全員が非課税世帯の場合は、同居者も判定対象になります。

*3：満3児クラスとは、3歳の誕生日以後初めての3月31日まで。

4. 保育を必要とする事由

保護者全員が下記の事由が必要です。保護者のうちひとりでも専業主婦（夫）の家庭は該当しません。

該当事由		
1	就労	恒常的に月64時間以上の就労中の場合 月64時間以上の就労に内定中の場合、すでに64時間未満の就労中の場合 ※求職活動での認定になりますので3か月の認定期間中に月64時間以上の「就労中」の提出が必要です 10月1日に育児休業から復職予定の場合 ※9月30日までに「10月1日復職予定」の就労証明書を提出のうえ、10月1日に復職し、復職後の「復職済み」の就労証明書を10月5日までに提出された場合に限り、10月1日から認定。
2	疾病・障害	保護者の疾病・障害により日常生活が困難または支障がある場合
3	介護・看護	同居親族を常時介護または看護している場合
4	就学	学校または職業訓練校に月64時間以上通学中の場合 10月1日に就学開始予定の場合 ※9月30日までに「10月1日就学予定」の事由証明書を提出のうえ、10月1日に就学し、就学後の「就学済み」事由証明書を10月5日までに提出された場合に限り、10月1日から認定。
5	妊娠出産	分娩予定日の前後2か月
6	育児休業中の継続利用（兄・姉が対象）	育児休業取得期間 ※すでに「上記1～5の事由」で新2号・新3号認定を受けている場合のみ対象です。 ※すでに新2号・新3号認定者を受けていても、利用施設を変更される場合は該当しません。 ※新規で新2号・新3号認定申込の場合は該当しません。

5. 申込日と適用月

認定にかかる書類の提出日と認定開始月については下記のとおりです。電子申込してください。

認定にかかる申込期限	適用開始月
当月末日まで	翌月から認定

*提出日までに認定にかかるすべての必要書類が整っていることが必要です。

*認定期間は認定事由の発生日や書類の提出日によって異なります。

*書類の不備不足があると申込は受け付けられず、新2号・新3号認定になりません。

【育児休業からの復職予定・就学予定についての特例】

前月末までに復職予定・就学予定の保育を必要とする事由証明書または就労証明書を含む必要書類を提出したうえで、当月1日に育児休業から復職・就学開始したことを証明する保育を必要とする事由証明書または就労証明書を当月5日までに提出した場合、当月1日から認定を受けることができます。

【注意事項】

- ① 新制度幼稚園と認定こども園の1号・従来制度幼稚園（新1号）および認可外保育施設に新規入所し、入所日から新2号・新3号認定を希望の方は、入所前に次ページの必要書類をすべて整えて電子申込していただくと、入所日から認定します。
- ② すでに幼稚園・認定こども園（1号）・従来制度幼稚園（新1号）および認可外保育施設に入所されていて、新2号・新3号申込希望の方は、毎月末までに次ページの必要書類をすべて整えて電子申込していただくと、翌月からの認定になります。

6. 申込方法

手続きに必要な書類は施設に配布していますので利用される施設にご確認ください。

【豊中市ホームページからダウンロードできます】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/yochien/index.html>（こちらを読み取ってください→）

※施設の種別によって様式が異なりますのでご注意ください。



認定区分		必要書類
新1号	「保育を必要とする事由がない」世帯で、 従来制度の幼稚園を利用する子ども	□【ひとり親世帯の場合】児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証・保護者の戸籍全部事項証明のいずれか一点
新2号	「保育を必要とする事由がある」世帯で、 3歳児クラス～就学前までの子ども ※2号認定で保育所や認定こども園・幼稚園を利用されない場合	□保護者全員分の保育を必要とする事由証明書または就労証明書 （*妊娠出産の場合は母子手帳（保護者氏名と分娩予定日を記載したページ）） □【ひとり親世帯の場合】児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証・保護者の戸籍全部事項証明のいずれか一点
新3号	（非課税世帯、生活保護世帯のみ） 「保育を必要とする事由がある」世帯で、 0歳～2歳児クラスまたは満3歳児クラスの子ども ※2号認定で保育所や認定こども園・幼稚園を利用されない場合	□保護者全員分の保育を必要とする事由証明書または就労証明書 （*妊娠出産の場合は母子手帳（母の名前と分娩予定日のわかるページ）） □【豊中市で課税状況がわからない場合】保護者全員の非課税であることが確認できる課税証明書 □【ひとり親世帯の場合】児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証・保護者の戸籍全部事項証明のいずれか一点 □【生活保護世帯の場合】生活保護受給証明書（3ヶ月以内のもの）、休日夜間受診票のいずれか一点

※複数の施設に入所・入園を申込むことは可能ですが、入所時にいずれかひとつに決めていただきます。

同時に複数の認定をすることはできません。

7. 世帯状況・利用施設ごとの認定区分および無償化の範囲

世帯の状況	利用している施設	クラス年齢ごとの支給認定イメージ			無償化の範囲
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		満3歳の 前日まで	満3歳から		
保育を必要とする事由あり	課税世帯	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	3歳児クラス以上：2号保育料 ※2歳児クラスに属する満3歳の2号認定は無償化対象外
		【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号	満3歳：1号保育料 3歳児クラス以上：1号保育料+預かり等月11,300円まで
		【従来制度の幼稚園】		新1号	満3歳：月25,700円まで* 3歳児クラス以上：月25,700円まで+預かり等月11,300円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり等月11,300円まで
		【認可外保育施設】		新2号	3歳児クラス以上：月37,000円まで
		【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	0～5歳まで：保育料
	非課税世帯	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号+新3号	0～2歳まで：3号保育料 満3歳(1号+新3号)：1号保育料+預かり等月16,300円まで 3歳児クラス以上(1号+新2号)：1号保育料+預かり等月11,300円まで
		【従来制度の幼稚園】		新3号	満3歳(新3号)：月25,700円まで+預かり等月16,300円まで 3歳児クラス以上(新2号)：月25,700円まで+預かり等月11,300円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり等月11,300円まで
		【認可外保育施設など】 ※無償化確認認定されている施設・サービスのみ対象	新3号	新2号	0～2歳児クラスまで(新3号)：月42,000円まで 3歳児クラス以上(新2号)：月37,000円まで
	保育を必要としない	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号	満3歳以上：1号保育料
		【従来制度の幼稚園】		新1号	満3歳以上：月25,700円まで* *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで

分類：

教育・保育給付認定

施設等利用給付認定（教育・保育給付との併用含む）

- * 無償化の給付を受けるためには、必要な認定申込に加えて、利用施設が無償化対象の確認認定を受けていることが必要です。
- * 預かり等とは、利用される施設で教育標準時間（9時～14時）前後の「預かり保育」事業のことです。新2号・新3号認定を受けても、必ず「預かり保育」が利用できるとは限りません。預かり保育のルールなどは各施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。
- * 無償化となる「預かり保育料」の計算方法は、預かり保育料が無償化の対象となる場合は、下記 a. b. c. のうち一番低い額が給付されます。

a. 4,500円×その月に利用した日数の合計額、b. その月に実際に支払った金額、c. 月額上限（新2号 11,300円、新3号 16,300円）

※c.の月額上限が支給されるとは限りませんのでご注意ください。

- * 以下の費用は無償化対象外となります。

認定こども園・保育所（2号・3号）延長保育料、園独自の上乗せ徴収費（特定負担額・施設維持費・教育充実費など）、制服・帽子・用品代などの実費徴収、行事費、通園送迎費用、食材料費（主食費・副食材料費）

※副食費について免除制度あり。

- * 保育を必要とする事由の有無に関わらず、3歳児以上就学前までの児童の児童発達支援の利用者負担額は無償となります。
- * 認可外保育施設についての詳細は、P30の「10. 認可外保育施設およびサービスについて」参照

8.償還払いの給付時期

利用月	給付月（振込予定）
4月～6月分	9月末
7月～9月分	12月末
10月～12月分	3月末
1月～3月分	5月末

*利用施設の請求・支払い方法などにより償還払いの振込予定が異なる場合もあります。

*必要書類は利用施設が配布しています。「請求書（償還払い用）」の申込が必要です。

9.無償化に伴う各サービスの併用について

里帰り出産等により複数のサービスが必要な場合、サービスの組み合わせによっては併用利用が可能なものがあります。下表でご確認ください。なお利用される前に、利用される施設をとおして届出が必要です。

現在利用中の施設・サービス	利用中の認定区分	里帰り先等で利用希望するサービスおよび併用利用可否（○：利用可、×：利用不可）		
		保育所 （小規模事業・事業所内保育所含む） 認定こども園 新制度幼稚園	従来制度幼稚園	認可外保育施設※1 一時保育等
保育所 小規模事業・事業所内保育所含む	2号・3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
認定こども園	1号・2号・3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
	新2号・新3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
新制度幼稚園	1号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
	新2号・新3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
従来制度幼稚園	新1号 新2号 新3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
国が定める「預かり保育」の基準を満たしていない「預かり保育の提供が不十分な園」と認定された従来制度幼稚園 <豊中市内の幼稚園> ・梅花幼稚園 ・大阪音楽大学付属音楽幼稚園	新1号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
	新2号	×	×	○ （利用中の預かり保育とあわせて月11,300円まで無償化対象）
	新3号	×	×	○ （利用中の預かり保育とあわせて月16,300円まで無償化対象）
認可外保育施設 一時保育 ベビーシッター ファミリーサポート等	新2号	○ （2号認定で無償化を受けて利用。そのため利用中の認可外保育施設の方は無償化対象外になります） *別途、広域入所の手続きが必要	○ （ただし利用中の認可外保育施設は無償化対象外になります）	○ （利用中の施設・サービスとあわせて月37,000円まで無償化対象）
	新3号	○ （3号認定で無償化を受けて利用。そのため利用中の認可外保育施設の方は無償化対象外になります） *別途、広域入所の手続きが必要	○ （ただし利用中の認可外保育施設は無償化対象外になります）	○ （利用中の施設・サービスとあわせて月42,000円まで無償化対象）

※1 認可外保育施設についての詳細は下記「10.認可外保育施設およびサービスについて」を参照。

10.認可外保育施設およびサービスについて

下に該当する施設やサービスで無償化対象となるための手続きを施設市区町村へ行い「無償化の確認認定を受けている施設※1」のみ対象です。無償化の確認認定を受けているかについては、利用される施設が施設のある市区町村へお問い合わせください。

- ① 認可外保育施設 ② ベビーシッター ③ 一時保育事業※2 ④ 病児保育事業
⑤ ファミリーサポートセンター事業（保育のみ対象、送迎や家事代行等は無償化の対象外）

市内の認可外保育施設の一覧はこちらから↓



【注意事項】

※1 無償化対象の確認認定を受けている施設とは、施設事業者が施設所在地の役所へ届出を行い、国が定める基準を満たしている施設です。確認認定を受けていない認可外保育施設は無償化の対象外です。他市独自制度の定めなどにより、補助金や給付対象にしている施設は対象外です。

※2 一時保育事業に関しては、P.32 一時保育事業の「断続的一時・緊急一時」、P.33 ボピンスキッズルームの「一般利用」が対象です。

*企業主導型保育施設に関してはP31「12. 企業主導型保育施設等に提出する支給認定証の交付について」を参照。

11.新 2 号・新 3 号認定児童にかかる手続き

「変更申込フォーム」から電子申込してください。

(1) 保育を必要とする事由に変更があった場合の必要書類

手続きが必要な場合	必要書類
勤務先が変更になる場合	□保育を必要とする事由証明書または就労証明書 (申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
雇用・就学などの期限に更新があった場合	□母子手帳(母の名前・分娩予定日を記載したページ)
産前・産後休暇に入る場合	□就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
育児休業を取得する場合	□就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
求職活動(内定)で認定の方が就労した場合	□就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
育児休業で認定を受けている状態から復職した場合	□就労証明書(復職日以降に発行された、「復職年月日」欄の「復職済み」にチェックがあり、復職年月日の記載があるもの)
育児休業から復職予定・就学予定で申し、 就労または就学した場合	□保育を必要とする事由証明書または就労証明書 (申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
仕事を辞めて認定事由がなくなる場合 就労時間が月 64 時間以下になる場合	※電子申込で取下げを選択

(2) 転居、世帯の変更、退所される場合の必要書類

手続きが必要提出が必要な場合	必要書類
家族構成に変更があった場合 (婚姻・出産・離婚・死亡・同居など)	□ひとり親証明書(離婚・死亡の場合) 例) 離婚届受理証明(最新年度のもの)・ひとり親家庭医療証(最新年度のもの)・ 保護者の戸籍謄本(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)など □保育を必要とする事由証明書または就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に 発行されたもの)※婚姻などにより保護者が増える場合(*妊娠出産の場合 は母子手帳(保護者氏名と分娩予定日を記載したページ))
電話番号に変更がある場合 ※1 号の場合 P19 参照	※電子申込で家族構成の変更を選択
国外に転居する場合 ※国内転居は不要	※電子申込で代理人を設定
退所(系列施設への異動も含む)	□変更・取下げ・退所届 ※退所欄に記入(施設独自の書式も可) (*新たな施設で引き続き認定を希望される場合、新規申込みが必要です。)

(3) 変更にかかる各申込と適用開始月

変更の事由が発生した日	変更にかかる各申込期限	適用開始月
当月 1 日	前月末まで	当月から
	当月 1 日以降	翌月から
当月 2 日以降	前月末まで	翌月から
	当月末まで	翌月から

(4) 注意事項

- ① 認定期間は「保育を必要とする事由」により異なります。市が定める期日までに新たな「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」の提出がない場合、認定は取下げになります。認定が取下げられてから新たな「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」の提出があった場合は、認定事由や発生日によって認定できない場合があります。
- ② 認定後、「保育を必要とする事由」の現況・継続確認を行います。必要書類は利用施設を通して配布します。市が定める期日までに必要書類の提出がない場合、認定は取消しになる可能性があります。(現況・継続確認の時期は不定期)
- ③ 豊中市で新 1 号・新 2 号、新 3 号認定を受けている方が、豊中市外へ転出された場合、給付額は日割り計算になります。転出先の市区町村でも新 1 号・新 2 号、新 3 号認定を希望される場合は、事前に転出先の市区町村へ必要な手続きについてご確認ください。※転出前後で利用施設が変わらない場合でも、事前に手続きが必要です。
- ④ 提出書類は豊中市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/yochien/mushoka1go.html>

(こちらを読み取ってください→)



12.企業主導型保育施設等に提出する支給認定証の交付について

認可外保育施設のなかでも、企業主導型保育施設は「公益財団法人児童育成協会」を通じて国から施設に無償化と同程度の助成があるため、市への無償化の手続きは不要です。

ただし利用施設に「支給認定証」の提出が必要な方は、豊中市電子申込システムから手続きしてください。申込には保護者全員の「就労証明書」または「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。※「育児休業中」事由の場合、新規の認定はできません。

【詳しくは豊中市ホームページをご確認ください】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/sikyunteishohakkou.html>

(こちらを読み取ってください→)

※施設の種別によって必要な手続きが異なりますのでご注意ください。

